

議案第66号

八幡浜市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和2年9月1日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市手数料徴収条例の一部を改正する条例

八幡浜市手数料徴収条例（平成17年条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削るものとする。

改正後	改正前
<p>(種類及び金額) 第2条 手数料の種類及び金額は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(41) (略)</p> <p><u>(42)</u> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料 1件につき 800円</p> <p><u>(43)</u>・<u>(44)</u> (略)</p>	<p>(種類及び金額) 第2条 手数料の種類及び金額は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(41) (略)</p> <p><u>(42)</u> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料 1件につき 500円</p> <p><u>(43)</u> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 _____ 第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料 1件につき 800円</p> <p><u>(44)</u>・<u>(45)</u> (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

通知カードの廃止に伴い、所要の改正を行うため。

